（共通事項）

第二十条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第二十一条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案及び平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務については、被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

２　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

○海上保安庁告示第十八号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月十五日　　海上保安庁長官　中島　敏

分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示

分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表４の表を次のように改める。

４　ＫＡＬＢÅＤＡＧＲＵＮＤ灯台沖分離通航方式

分離通航帯	
分離帯	通航路
イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。）
イ　北緯59度53・34分東経25度39・73分の地点	ト　北緯59度55・31分東経25度39・09分の地点
ロ　北緯59度53・81分東経25度45・55分の地点	チ　北緯59度55・76分東経25度44・59分の地点
ハ　北緯59度54・75分東経25度51・14分の地点	リ　北緯59度56・65分東経25度49・88分の地点
ニ　北緯59度53・81分東経25度51・77分の地点	ヌ　左欄のハに掲げる地点
ホ　北緯59度52・84分東経25度46・03分の地点	ル　左欄のニに掲げる地点
ヘ　北緯59度52・35分東経25度40・06分の地点	ヲ　北緯59度51・91分東経25度53・04分の地点
	ワ　北緯59度50・89分東経25度46・99分の地点
	カ　北緯59度50・37分東経25度40・７分の地点
	ヨ　左欄のヘに掲げる地点
	タ　左欄のイに掲げる地点

別表５の表を次のように改める。

５　ＰＯＲＫＫＡＬＡ灯台沖分離通航方式

分離通航帯	
分離帯	通航路
１　イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「第１分離帯」という。）並びにトからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「第２分離帯」という。）	ワからウまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びワに掲げる地点とウに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。）
イ　北緯59度45・74分東経24度21・11分の地点	ワ　北緯59度47・08分東経24度16・07分の地点
ロ　北緯59度47・33分東経24度35・39分の地点	カ　北緯59度47・68分東経24度20・11分の地点
ハ　北緯59度45・67分東経24度36・13分の地点	ヨ　北緯59度49・29分東経24度34・53分の地点
ニ　北緯59度45・34分東経24度33・21分の地点	タ　左欄のロに掲げる地点
ホ　北緯59度46・48分東経24度29・65分の地点	レ　左欄のハに掲げる地点
ヘ　北緯59度45・54分東経24度21・21分の地点	ソ　左欄のニに掲げる地点
ト　北緯59度44・19分東経24度17・77分の地点	ツ　左欄のヌに掲げる地点
チ　北緯59度44・76分東経24度21・61分の地点	ネ　北緯59度42・98分東経24度30・５分の地点
リ　北緯59度45・47分東経24度27・97分の地点	ナ　北緯59度42・13分東経24度22・96分の地点
ヌ　北緯59度44・94分東経24度29・64分の地点	ラ　北緯59度41・58分東経24度19・29分の地点
ル　北緯59度44・08分東経24度21・96分の地点	ム　左欄のヲに掲げる地点
ヲ　北緯59度43・51分東経24度18・16分の地点	ウ　左欄のトに掲げる地点
２　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。）
イ　北緯59度50・８分東経25度６・５分の地点	ホ　北緯59度52・76分東経25度５・64分の地点
ロ　北緯59度51・24分東経25度10・39分の地点	ヘ　北緯59度53・19分東経25度９・53分の地点
ハ　北緯59度49・58分東経25度11・12分の地点	ト　左欄のロに掲げる地点
ニ　北緯59度49・14分東経25度７・23分の地点	チ　左欄のハに掲げる地点
	リ　北緯59度47・62分東経25度11・99分の地点
	ヌ　北緯59度47・18分東経25度８・１分の地点
	ル　左欄のニに掲げる地点
	ヲ　左欄のイに掲げる地点
備考　第１号に規定する通航路の進行方向は、通航路に沿った方向であって第１分離帯の南側の境界線と第２分離帯の北側の境界線との間の海面においては第２分離帯を左舷側に見る方向である。	

別表10の表の次に次の二表を加える。

10の２　ＳŁＵＰＳＫＡ　ＢＡＮＫ海域分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
１　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。）	
イ　北緯54度47・93分東経16度29・41分の地点	ホ　北緯54度49・66分東経16度28・97分の地点	